

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



※平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先

〇〇法人会

電話番号等
URL等

国税庁からのお知らせ はじめませんか、 税務のデジタルシフト ～ALL e-Taxでスマートに～

ALL e-Taxのご案内

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）**を推進しています。

ご利用のメリット

業務の効率化



ペーパーレス化



コスト削減



法人税の電子申告のQ&A

1

Q：添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）の利用率は？

A：e-Taxで申告した法人のうち、**4社に3社を超える法人が、ALL e-Tax**です。

2

Q：e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は？

A：法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

財務諸表：**XBRL形式・CSV形式** 勘定科目内訳明細書：**XML形式・CSV形式**

※ PDF形式による提出が認められている書類は、リリース前別表（国税庁が提供するe-Taxソフトが対応していない別表）や第三者作成書類に限定されています。

3

Q：ALL e-Taxについて、もっと知りたい

A：e-Tax HP内のALL e-Taxの案内ページをご確認ください。

e-Tax HP
「ALL e-Taxについて」



Check



財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

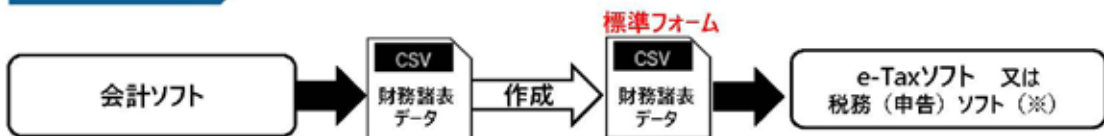
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。

作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

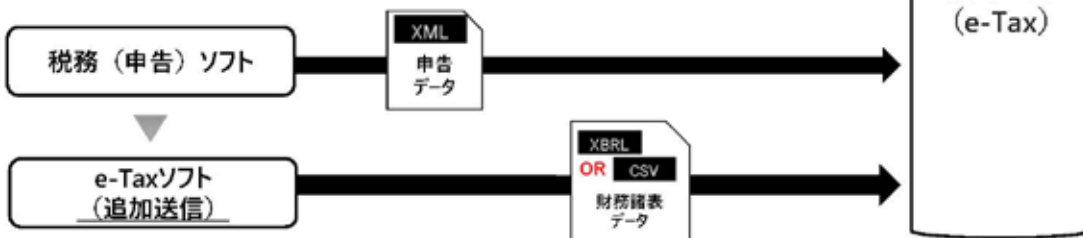


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、[e-Taxホームページ](#)をご覧ください。

財務諸表データの送信





県税からのお知らせ

令和8年4月から「宿泊税」制度が開始されました

広島県では、地域資源の魅力向上や受入環境の充実など、観光振興施策の促進に要する費用に充てるため、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始しました。

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録及び申告納入が必要となります。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

納める額 宿泊者1人1泊6,000円以上(素泊まり・税抜き)の宿泊につき、200円

問い合わせ先 広島県西部県税事務所 宿泊税課 TEL 082-207-3103



宿泊税に関する情報は、広島県ホームページにて随時更新しています。



地方税共通納税システムをご利用ください

地方税共通納税システムとは、すべての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税できる仕組みです。

納税できる県税の種類

- | | |
|--------------------|------------|
| ○ 宿泊税 | |
| ○ 法人県民税 | ○ ゴルフ場利用税 |
| ○ 法人事業税 | ○ 県たばこ税 |
| ○ 特別法人事業税（地方法人特別税） | ○ 軽油引取税 |
| ○ 利子割・配当割・株式等譲渡所得割 | ○ 産業廃棄物埋立税 |



※ ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカードによる納付では、領収証書が発行されず、画面上で納付済みの確認を行います。

共通納税システムで電子納税を行うためには、事前に eTAX の利用届出を行い、利用者 ID を取得する必要があります。

詳しくは、eTAX ホームページをご覧ください、ヘルプデスクにお問合せ下さい。

eTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク ⇒ 0570-081459(つながらない場合は、03-6745-0720)

広島県北部県税事務所 0824-63-5181(代表)



庄原市からのお知らせ

固定資産税（償却資産）の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づき、市から先端設備等導入計画の認定を受けて取得した設備について、固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置を受けることができます。

対象設備

先端設備の種類	取得価格要件
機械装置	160 万円以上
測定工具・検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備	60 万円以上

〔注意点〕

- ・生産、販売活動等に直接用いるものであること。
- ・太陽光等の再生可能エネルギー発電設備は、自社消費目的のみ対象となります。

特例内容

賃上げ表明	取得時期	特例適用後の固定資産税
1. 5%以上	R7.4.1～R9.3.31	(3年間) 2分の1
3. 0%以上	R7.4.1～R9.3.31	(5年間) 4分の1

特例措置を受けるためには、毎年1月の償却資産申告と併せて、先端設備等導入計画に係る認定書等の提出が必要です。詳しくは庄原市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 市民部税務収納課資産税係 電話 0824-73-1144

(先端設備等導入計画の申請・認定に関すること：産業振興部商工振興課 電話 0824-73-1178)

「中小企業振興事業助成金」のお知らせ

対象者

次のすべてに該当する製造業、卸売業、小売業等を営む者

- ①令和7年に庄原市内において課税標準額の合計額が3,000万円以上の設備投資を行った者
- ②青色申告を提出する法人及び個人

助成金の額

設備投資（課税標準額の上限：10億円）の固定資産税相当額に、以下の助成率を乗じたもの

【1年度目】100/100 【2年度目】70/100 【3年度目】50/100 （各年度：千円未満切捨て）

申請書の提出期間および提出先

提出期間：令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金）

問い合わせおよび提出先 産業振興部商工振興課 電話 0824-73-1178

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
**保険料が割安な集団扱いへ
変更ができます！**

- 1 | 簡単な手続きで変更ができます。**
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行（副会長・広報統括）

塩 本 誠 二（広報副委員長）

加 島 俊 次（広報委員長）

定 丸 義 輝（専務理事）

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6AIG広島ビル
TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05